

事務連絡
平成24年7月31日

都道府県
各指定都市 児童福祉主管課（室） 殿
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会的養護関係施設の第三者評価基準等の正誤訂正について

社会的養護関係施設の第三者評価等については、平成24年3月29日付け雇児発0329第2号、社援発0329第6号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（以下「局長通知」という。）及び同日付け雇児福発0329第1号、社援基発0329第1号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長通知「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」（以下「課長通知」という。）により通知をしたところですが、局長通知の別添1から別添5まで及び課長通知の別添1から別添5までについて、一部字句の正誤訂正があることから、別紙1及び別紙2のとおり正誤表をお送りしますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、正誤表を反映させた全文については、下記厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照下さい。

（参考）厚生労働省ホームページ「社会的養護の第三者評価について」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/03.html

（照会先）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課 社会的養護専門官 田中

TEL:03-5253-1111(内線7884)